



# 長野県報

7月19日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第2992号

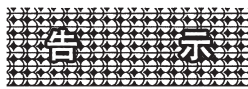
## 目次

### 告示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・経営支援課) .....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	2
公職選挙法に基づく長野県知事選挙の執行(選挙管理委員会) .....	2
長野県知事選挙に用いる投票用紙の様式(選挙管理委員会) .....	3
長野県知事選挙における選挙長及び職務代理者の選任(選挙管理委員会) .....	3
長野県知事選挙における選挙長の事務を行う場所(選挙管理委員会) .....	4
長野県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる期日(選挙管理委員会) .....	4
長野県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) .....	4
長野県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) .....	4
長野県知事選挙において経歴放送のみを行う候補者の放送(選挙管理委員会) .....	4
長野県知事選挙の選挙会の場所及び日時(選挙管理委員会) .....	4
公職選挙法に基づくポスターの掲示の禁止(選挙管理委員会) .....	4
公職選挙法に基づく寄附の禁止(選挙管理委員会) .....	4
地方自治法等に基づく直接請求のための署名の禁止(選挙管理委員会) .....	5
長野県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) .....	5

### 公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) .....	5
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課) .....	5
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(教学指導課) .....	6



産業立地・経営支援課

#### 長野県告示第461号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年7月19日

長野県知事 阿部守一

下伊那郡高森町山吹3624番地2、3624番地4、3624番地5、3624番地6、3624番地8、3624番地9、3624番地10、3624番地11、3629番地、3630番地1、3630番地2、3630番地11、3630番地12、3630番地13、3630番地14、3630番地15、8668番地1、8685番地1、8685番地2、8686番地、8688番地、8689番地3、8704番地1、8709番地1、8710番地3及び8711番地1

#### 長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月19日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 飯田富山佐久間線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村8066番の6地先から 下伊那郡泰阜村8445番の3地先まで	旧	3.0~11.7 <sup>m</sup>	0.9296 <sup>km</sup>
		8.0~82.0	0.9300
同 上	新	8.0~82.0	0.9300

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 飯島飯田線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡高森町山吹3132番の2地先から 下伊那郡高森町山吹2949番の3地先まで	旧	5.8~8.0 <sup>m</sup>	0.1856 <sup>km</sup>
同 上	新	8.6~10.4	0.1856

道路管理課

#### 長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月19日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 上生坂信濃松川停車場線  
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡生坂村5194番の3地先から 東筑摩郡生坂村5133番の1地先まで	旧	9.9~10.2 <sup>m</sup>	0.1661 <sup>km</sup>
同 上	新	9.9~63.7	0.1661

道路管理課

#### 長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月2日まで、

長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月19日

長野県飯田建設事務所長 坂 田 浩 一

- 1 路線名 飯島飯田線  
 2 供用を開始する区間  
 下伊那郡高森町山吹3132番の2地先から  
 下伊那郡高森町山吹2949番の3地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成30年7月19日

道路管理課

#### 選告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、平成30年8月5日長野県知事選挙を執行します。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永 井 順 裕

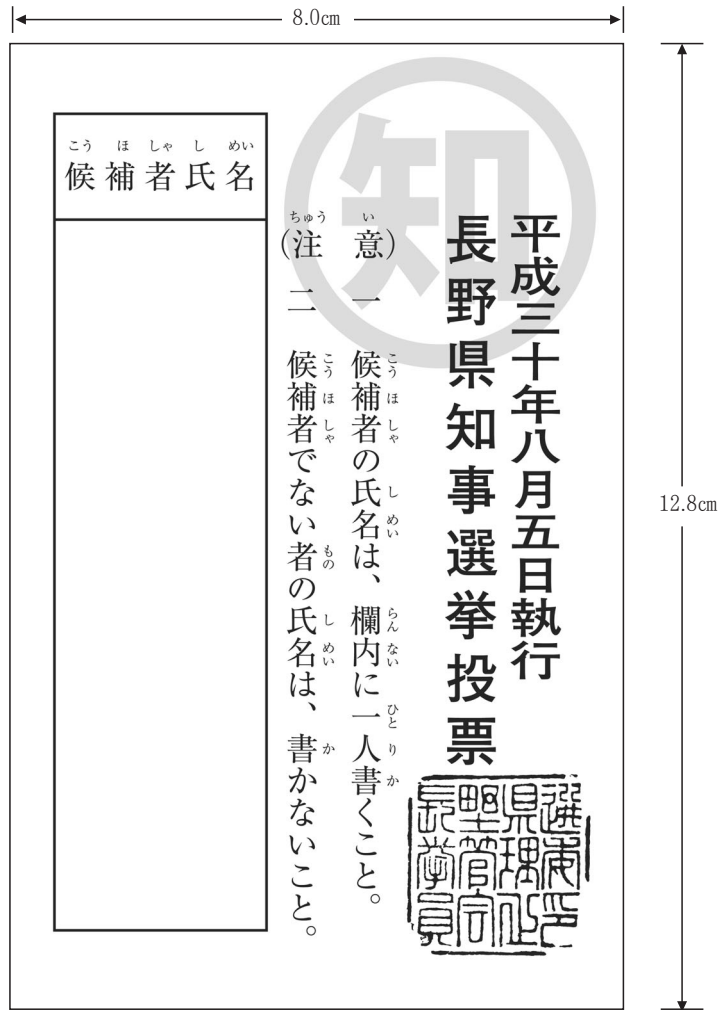
選挙管理委員会

選告示第31号

平成30年8月5日執行の長野県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕



- (備考) 1 用紙は白色に赤刷りとする。  
 2 印は刷り込みによるものとする。  
 3 点字投票用紙には、点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第32号

平成30年8月5日執行の長野県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

職名	住所	氏名
選挙長	須坂市墨坂5丁目23番1号	永井順裕
選挙長の職務を代理すべき者	長野市大字南堀43番地8スイトハウス南201	竹内善彦

選挙管理委員会

**選告示第33号**

平成30年8月5日執行の長野県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

選挙長の氏名 永井順裕

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室。ただし、7月19日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁講堂

選挙管理委員会

**選告示第34号**

平成30年8月5日執行の長野県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日は、次のとおりです。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

平成30年7月19日

選挙管理委員会

**選告示第35号**

平成30年8月5日執行の長野県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成30年7月20日 午後5時30分

選挙管理委員会

**選告示第36号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成30年8月5日執行の長野県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成30年7月19日 午後5時30分

選挙管理委員会

**選告示第37号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定により、平成30年8月5日執行の長野県知事選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

選挙管理委員会

**選告示第38号**

平成30年8月5日執行の長野県知事選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県議会棟402号会議室

2 日時 平成30年8月8日 午前11時

選挙管理委員会

**選告示第39号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（長野市選挙区及び岡谷市諏訪郡下諏訪町選挙区）を行う事由が生じたため、平成30年7月20日から当該選挙の期日までの間、同法第143条第16項の規定により、同項第2号に規定するポスターを掲示することができません。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

選挙管理委員会

**選告示第40号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（長野市選挙区及び岡谷市諏訪郡下諏訪町選挙区）を行う事由が生じたため、平成30年7月20日から当該選挙の期日までの間、同法第199条の5の規定により、寄附をすることができません。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

選挙管理委員会

## 選告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（長野市選挙区及び岡谷市諏訪郡下諏訪町選挙区）を行う事由が生じたため、平成30年7月20日から当該選挙の期日までの間、長野市選挙区及び岡谷市諏訪郡下諏訪町選挙区の区域内においては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づくすべての直接請求のための署名を求められません。

平成30年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

選挙管理委員会

## 長野県知事選挙選挙長告示第1号

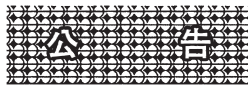
平成30年8月5日執行の長野県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成30年7月19日

長野県知事選挙選挙長 永井順裕

- 1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県選挙管理委員会
- 2 日時 平成30年8月2日 午後5時30分

選挙管理委員会



## 公告

県営番飼場地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営番飼場地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成30年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧の場所

諏訪郡原村役場

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月19日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達産品等の種類及び数量  
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場で使用する電気  
契約電力 3,100kW 予定使用電力量 20,852,800kWh
  - (2) 調達産品等の特質等  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 調達期間  
平成30年10月1日から平成31年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 調達場所  
諏訪市大字豊田字湖畔1866-1  
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場
  - (5) 入札方法  
入札金額は、1の(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価（それぞれの単価は、同一月においては単一のものとする。）を記載してください。  
落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。  
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。